

改 正 案	現 行																																																								
<p>第一章 開発許可制度及び手続き 第一節 開発許可制度 2. 許可制度の概要 (9) 許可を要する公共公益施設 下記に該当する施設については、（国・県・市等によるものでも）開発許可等の対象となります（令第21条第26号）。</p> <p>学校施設…学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校の用に供する施設</p> <p>社会福祉施設…社会福祉法による社会福祉事業又は更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設</p> <p>医療施設…医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設</p> <p>許可を要する公共公益施設一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施設</th> <th>根拠法令</th> <th>所管部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校施設</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校</td> <td>学校教育法</td> <td>県私学振興課 県教育委員会事務局施設課 市教育委員会事務局 学校施設課</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設</td> <td>生活保護法</td> <td>市保護管理援護課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害児通所支援事業所、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童自立生活援助事業における共同生活住居（自立援助ホーム）、子育て短期支援事業所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、助産施設、保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）、児童厚生施設、児童家庭支援センター、放課後児童健全育成事業、障害児相談支援事業所、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）</td> <td>児童福祉法</td> <td>市子ども支援課 市子ども政策課 市保育幼稚園課 市障がい保健福祉課 市青少年教育課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企業主導型保育事業所（小規模型）</td> <td>子ども・子育て支援法</td> <td>公益財団法人児童育成協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幼保連携型認定こども園</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</td> <td>市保育幼稚園課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>老人居宅介護等事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所（グループホーム）、複合型サービス福祉事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老</td> <td>老人福祉法</td> <td>市介護保険課</td> </tr> </tbody> </table>	種別	施設	根拠法令	所管部局	学校施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校	学校教育法	県私学振興課 県教育委員会事務局施設課 市教育委員会事務局 学校施設課	社会福祉施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	生活保護法	市保護管理援護課		障害児通所支援事業所、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童自立生活援助事業における共同生活住居（自立援助ホーム）、子育て短期支援事業所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、助産施設、保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）、児童厚生施設、児童家庭支援センター、放課後児童健全育成事業、障害児相談支援事業所、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）	児童福祉法	市子ども支援課 市子ども政策課 市保育幼稚園課 市障がい保健福祉課 市青少年教育課		企業主導型保育事業所（小規模型）	子ども・子育て支援法	公益財団法人児童育成協会		幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	市保育幼稚園課		老人居宅介護等事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所（グループホーム）、複合型サービス福祉事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老	老人福祉法	市介護保険課	<p>第一章 開発許可制度及び手続き 第一節 開発許可制度 2. 許可制度の概要 (9) 許可を要する公共公益施設 下記に該当する施設については、（国・県・市等によるものでも）開発許可等の対象となります（令第21条第26号）。</p> <p>学校施設…学校教育法第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校の用に供する施設</p> <p>社会福祉施設…社会福祉法による社会福祉事業又は更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設</p> <p>医療施設…医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設</p> <p>許可を要する公共公益施設一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施設</th> <th>根拠法令</th> <th>所管部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校施設</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校</td> <td>学校教育法</td> <td>県私学振興課 県教育委員会事務局施設課 市教育委員会事務局 学校施設課</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設</td> <td>生活保護法</td> <td>市保護管理援護課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害児通所支援事業所、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童自立生活援助事業における共同生活住居（自立援助ホーム）、子育て短期支援事業所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、助産施設、保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）、児童厚生施設、児童家庭支援センター、放課後児童健全育成事業、障害児相談支援事業所、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）</td> <td>児童福祉法</td> <td>市子ども支援課 市子ども政策課 市保育幼稚園課 市障がい保健福祉課 市青少年教育課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>企業主導型保育事業所（小規模型）</td> <td>子ども・子育て支援法</td> <td>公益財団法人児童育成協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幼保連携型認定こども園</td> <td>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</td> <td>市保育幼稚園課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>老人居宅介護等事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所（グループホーム）、複合型サービス福祉事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老</td> <td>老人福祉法</td> <td>市高齢介護福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	種別	施設	根拠法令	所管部局	学校施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校	学校教育法	県私学振興課 県教育委員会事務局施設課 市教育委員会事務局 学校施設課	社会福祉施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	生活保護法	市保護管理援護課		障害児通所支援事業所、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童自立生活援助事業における共同生活住居（自立援助ホーム）、子育て短期支援事業所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、助産施設、保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）、児童厚生施設、児童家庭支援センター、放課後児童健全育成事業、障害児相談支援事業所、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）	児童福祉法	市子ども支援課 市子ども政策課 市保育幼稚園課 市障がい保健福祉課 市青少年教育課		企業主導型保育事業所（小規模型）	子ども・子育て支援法	公益財団法人児童育成協会		幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	市保育幼稚園課		老人居宅介護等事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所（グループホーム）、複合型サービス福祉事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老	老人福祉法	市高齢介護福祉課
種別	施設	根拠法令	所管部局																																																						
学校施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校	学校教育法	県私学振興課 県教育委員会事務局施設課 市教育委員会事務局 学校施設課																																																						
社会福祉施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	生活保護法	市保護管理援護課																																																						
	障害児通所支援事業所、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童自立生活援助事業における共同生活住居（自立援助ホーム）、子育て短期支援事業所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、助産施設、保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）、児童厚生施設、児童家庭支援センター、放課後児童健全育成事業、障害児相談支援事業所、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）	児童福祉法	市子ども支援課 市子ども政策課 市保育幼稚園課 市障がい保健福祉課 市青少年教育課																																																						
	企業主導型保育事業所（小規模型）	子ども・子育て支援法	公益財団法人児童育成協会																																																						
	幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	市保育幼稚園課																																																						
	老人居宅介護等事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所（グループホーム）、複合型サービス福祉事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老	老人福祉法	市介護保険課																																																						
種別	施設	根拠法令	所管部局																																																						
学校施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校	学校教育法	県私学振興課 県教育委員会事務局施設課 市教育委員会事務局 学校施設課																																																						
社会福祉施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	生活保護法	市保護管理援護課																																																						
	障害児通所支援事業所、障害児入所施設（福祉型・医療型）、児童自立生活援助事業における共同生活住居（自立援助ホーム）、子育て短期支援事業所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、助産施設、保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（小規模型）、児童厚生施設、児童家庭支援センター、放課後児童健全育成事業、障害児相談支援事業所、小規模住宅型児童養育事業所（ファミリーホーム）	児童福祉法	市子ども支援課 市子ども政策課 市保育幼稚園課 市障がい保健福祉課 市青少年教育課																																																						
	企業主導型保育事業所（小規模型）	子ども・子育て支援法	公益財団法人児童育成協会																																																						
	幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	市保育幼稚園課																																																						
	老人居宅介護等事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所（グループホーム）、複合型サービス福祉事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老	老人福祉法	市高齢介護福祉課																																																						

	人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター		
	生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型・B型）事業所、共同生活援助事業における共同生活住居（グループホーム）、障害者支援施設、相談支援事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム、療養介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	県障がい者支援課 市障がい保健福祉課
	身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、更生相談所	身体障害者福祉法	
	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法	
	婦人保護施設	売春防止法	県子ども家庭福祉課
	母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム）	母子及び父子並びに寡婦福祉法	市子ども支援課
	隣保館	社会福祉法	市人権政策課
	更生保護施設	更生保護事業法	保護観察所
医療施設	病院、診療所、助産所	医療法	市医療政策課

	人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター		
	生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型・B型）事業所、共同生活援助事業における共同生活住居（グループホーム）、障害者支援施設、相談支援事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム、療養介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	県障がい者支援課 市障がい保健福祉課
	身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、更生相談所	身体障害者福祉法	
	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法	
	婦人保護施設	売春防止法	県子ども家庭福祉課
	母子・父子福祉施設（母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム）	母子及び父子並びに寡婦福祉法	市子ども支援課
	隣保館	社会福祉法	市人権推進総室
	更生保護施設	更生保護事業法	保護観察所
医療施設	病院、診療所、助産所	医療法	市医療政策課

第一章 開発許可制度及び手続き

第二節 開発許可等の手続き

5. 申請前に必要な同意・協議等

(2) 政令で定める者との協議 (法第32条、令第23条)

義務教育施設の設置義務者、水道事業者（開発区域面積が20ha以上）、一般電気事業者、一般ガス事業者、鉄道事業者、軌道経営者（開発区域面積が40ha以上）

※ 主な公共施設の同意・協議先は、次のとおりです。

公共施設等の種類		同意・協議先	同意・協議の内容
道 路	新設道路・国道（3号・57号・208号以外）・県道・市道・里道	所管の土木センター (東区、中央・西区、南区、北区) 地域整備室 (植木・城南)	道路の廃止・付け替え・管理・帰属、道路の接続、道路側溝への接続（放流）、道路の幅員及び構造、道路の付帯構造物、道路の地下埋設物
	国道（3号・57号・208号）	熊本 河川国道事務所	
公園・緑地		所管の土木センター (東区、中央・西区、南区、北区) ・環境共生課	公園・緑地の配置・面積・構造・管理・帰属
水路		所管の土木センター (東区、中央・西区、南区、北区) 所管の基盤整備課	水路の廃止・付け替え・管理・帰属、水路へ接続（放流）、占用物件、構造
河川調整（節）池		所管の土木センター (東区、中央・西区、南区、北区)	河川の改修、調整（節）池の管理・帰属 河川への接続（放流）、 （開発区域が1ha以上の場合、県河川課・土木事務所との協議が必要）
下水道		管路維持課	下水道への接続（放流）、 下水道施設（管渠、ポンプ施設等）の構造、管理・帰属
消防水利 (消防の用に供する貯水施設)		所轄消防署	防火水槽の設置・構造・管理・帰属
教育施設		教育委員会 学校施設課・指導課	小・中学校の設置

※以下については他法令に基づく協議を行ってください。

処理場 (合併処理浄化槽)	浄化対策課	処理施設の能力・構造・管理・帰属
上水道	給排水設備課 所管の水道センター	給水施設の計画・管理・帰属

第一章 開発許可制度及び手続き

第二節 開発許可等の手続き

5. 申請前に必要な同意・協議等

(2) 政令で定める者との協議 (法第32条、令第23条)

義務教育施設の設置義務者、水道事業者（開発区域面積が20ha以上）、一般電気事業者、一般ガス事業者、鉄道事業者、軌道経営者（開発区域面積が40ha以上）

※ 主な公共施設の同意・協議先は、次のとおりです。

公共施設等の種類		同意・協議先	同意・協議の内容
道 路	新設道路・国道（3号・57号・208号以外）・県道・市道・里道	所管の土木センター (東部・西部・北部) 地域整備室 (植木・富合・城南)	道路の廃止・付け替え・管理・帰属、道路の接続、道路側溝への接続（放流）、道路の幅員及び構造、道路の付帯構造物、道路の地下埋設物
	国道（3号・57号・208号）	熊本 河川国道事務所	
公園・緑地		所管の土木センター (東部・西部・北部) ・環境共生課	公園・緑地の配置・面積・構造・管理・帰属
水路		所管の土木センター (東部・西部・北部) 所管の農業振興課	水路の廃止・付け替え・管理・帰属、水路へ接続（放流）、占用物件、構造
河川調整（節）池		所管の土木センター (東部・西部・北部)	河川の改修、調整（節）池の管理・帰属 河川への接続（放流）、 （開発区域が1ha以上の場合、県河川課・土木事務所との協議が必要）
下水道		管路維持課	下水道への接続（放流）、 下水道施設（管渠、ポンプ施設等）の構造、管理・帰属
消防水利 (消防の用に供する貯水施設)		所轄消防署	防火水槽の設置・構造・管理・帰属
教育施設		教育委員会学務課・施設課	小・中学校の設置

※以下については他法令に基づく協議を行ってください。

処理場 (合併処理浄化槽)	浄化対策課	処理施設の能力・構造・管理・帰属
上水道	給排水設備課 所管の水道センター	給水施設の計画・管理・帰属
消防水利	所轄消防署	消火栓の設置・構造・管理・帰属
樹林地等の保全	環境共生課 所管の農業振興課	樹木・樹林地、環境保護地区等の保全及び緑化、森林法に基づく制限

消 防 水 利	所轄消防署	消火栓の設置・構造・管理・帰属
樹林地等の保全	環境共生課 所管の基盤整備課	樹木・樹林地、環境保護地区等の保全及び緑化、 森林法に基づく制限
文 化 財	文化財課長	埋蔵文化財の調査・保存
ゴ ミ 収 集 所	所管の区役所総務企画課	ゴミ収集所の設置
集 会 所		集会所の設置

文 化 財	文化振興課	埋蔵文化財の調査・保存
ゴ ミ 収 集 所	所管の区役所総務企画課	ゴミ収集所の設置
集 会 所		集会所の設置